なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）ショートを防止する措置をすること。

４）～９）　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）ショートを防止する措置をすること。

４）～14）　（略）

「978」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）ショートを防止する措置をすること。

４）～11）　（略）

備考４～６　（略）

別表第18　搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品　　名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備　　考
（略）				

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）短絡を防止する措置をすること。

４）～９）　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）短絡を防止する措置をすること。

４）～14）　（略）

「978」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）短絡を防止する措置をすること。

４）～11）　（略）

備考４～６　（略）

別表第18　搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品　　名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備　　考
（略）				